

京都市食品衛生に関する優良施設及び功労者表彰選定規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月1日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第18号

京都市食品衛生に関する優良施設及び功労者表彰選定規則の一部を改正する規則

京都市食品衛生に関する優良施設及び功労者表彰選定規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「食品衛生法施行令第8条の2の表上欄に掲げる営業等」を「食品衛生法第4条第7項に規定する営業（以下「営業」という。）」に、「食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）第37条の2第2項の規定による食品衛生監視員の採点の結果が90点以上の」を「別に定める基準に該当する」に、「営業等」を「営業」に、「営業者等」を「営業者」に改める。

第4条第2項中「営業者等」を「営業者」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 表彰を受けた優良施設が第2条第1項に規定する基準に該当しなくなったとき。

第5条第1項第2号中「営業者等」を「営業者」に、「第2条第1項に規定する営業等に関連して法令」を「食品衛生法又は同法に基づく命令」に改め、同条第2項中「営業者等」を「営業者」に改める。

第7条中「この規則」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの規則」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)